

埼玉県浦和競馬組合仮設施設賃貸借に係る一般競争入札公告

浦和競馬場馬積降場仮設馬房棟・控室棟及び第1駐車場仮設休憩室賃貸借について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年8月10日

埼玉県浦和競馬組合
管理者 大野 元裕

1 調達内容

(1)調達案件名称

浦和競馬場馬積降場仮設馬房棟・控室棟及び第1駐車場仮設休憩室賃貸借

(2)調達案件の仕様

別添、図面及び仕様書による。

(3)履行期間（予定）

契約期間 契約日から令和8年11月30日まで

①第一駐車場仮設休憩室

賃貸借期間 令和5年12月1日から令和8年9月30日まで

②浦和競馬場馬積降場仮設馬房棟・控室棟

賃貸借期間 令和6年3月1日から令和8年6月30日まで

(4)設置場所

①馬積降場；さいたま市南区大谷場一丁目341-4、342-1、342-4、343-1の一部、346-1の一部

②第1駐車場；さいたま市南区太田窪五丁目387の一部

(5)支払方法

賃貸借料の支払いは4回払いとし、各年度の3月31日を経過した時期に支払うものとする。

ただし、最終年度は原状回復を行い、発注者が確認した後に支払うものとする。

なお、各年度の支払額は概ね次のとおりであるが、実際の各年度の支払額は予算額と調整の上、決定するものとする。

令和5年度 契約金額の約60%の金額

令和6年度 契約金額の約14%の金額

令和7年度 契約金額の約13%の金額

令和8年度 契約金額の約13%の金額

(6)その他

本施設の設置は他の競馬場施設を使用しながら行うものである。

施設運営と利用者への影響を最小限となるよう計画するとともに、休工時の仮設も含めた場内、利用者等への安全対策を徹底すること。

2 入札方法

- (1) 落札決定に当たっては、様式第1号「入札書」に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 競争入札参加者は、入札公告、仕様書、その他の資料を熟知のうえ入札しなければならない。
- (3) 入札後において、入札公告、仕様書（質問に対する回答を含む）及び現場等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 競争入札参加者は、封印した入札書を入札日時に入札箱に投函しなければならない。この場合、封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「（調達案件名）の入札書在中」と記載する。

- また、郵便、電話、ファクシミリ等による入札は認めない。
- (5) 競争入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (6) 入札に参加できる者の形態は単体企業とする。

3 入札参加資格

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下施行令という）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 埼玉県浦和競馬組合の財務規則第76条の規定により組合の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定がなされ、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（別添「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (7) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (8) 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。
- (9) 本件に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと（「設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者の入札への参加を制限する運用基準」参照。）。

（本件に係る設計業務等の受託者）

商号又は名称 株式会社サナクト

所在地 埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目1番1号

- (10) 下表に掲げる項目に該当すること。

資格者名簿 への登載	ア 業種区分	ア 物品等の賃借
	イ 大分類	イ 消防・防災・防犯用品
ウ 小分類		ウ 簡易組立式建物
エ 格付け		エ A等級
埼玉県の物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（令和4年7月19日施行）に基づき、埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上に示す業種等で登載されている者であること。 ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。なお、上記(4)に該当する者にあっては、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。		

所在地区分	資格者名簿に記載された所在地区分が、管轄内、準管轄内又は管轄外であること。なお、自社（自己）の所在地区分については、埼玉県ホームページの入札情報公開システム（以下「情報公開システム」という。）により、競争入札参加資格者情報から検索し、確認すること。
企業区分	資格者名簿に記載された企業区分が、大企業又は中小企業であること。なお、自社（自己）の企業規模については、情報公開システムにより、競争入札参加資格者情報から検索し、確認すること。
業務実績	国又は地方公共団体との賃貸借契約の履行実績 契約の締結日につきわらず平成25年4月1日から公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体（地方公共団体が出資する法人を含む。）との契約により、一回の契約において延べ面積が500m ² 以上の仮設建築物に係る賃貸借業務を元請として履行した実績を有すること。 なお、特定共同体企業体による実績については、代表構成員であるときのものに限る。

4 入札参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、下記(1)の提出先に、下記(2)の提出書類を整えて簡易書留等の配達が記録される方式により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出先の担当者から、提出した書類に関して説明等を求められた場合は、これに応じなければならない。入札参加資格の確認結果は下記(4)のとおり通知する。

なお、提出された書類は返却しない。

(1) 提出先

〒336-0016

埼玉県さいたま市南区大谷場一丁目8番42号

埼玉県浦和競馬組合 施設管理課 施設整備担当 宛て

(2) 提出書類

ア 様式第2号（物品用）「一般競争入札参加資格確認資料」

イ その他、添付資料

(3) 提出期限

令和5年8月29日（火）午後5時までとする。

(4) 確認結果

令和5年8月31日（木）午後5時までに電子メールにより入札参加資格等審査結果を通知する。

5 業務説明会

開催しない。

6 設計図書等に関する質問及び回答

(1) 設計図書等に関する質問がある場合は、次のとおり電子メールにより様式第5号「質疑書」を提出し、電話で着信確認すること。質疑書の質疑内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。なお、資格者名簿に登載されていない者から提出された質疑書は受理しない。

ア 受付期間

令和5年8月22日（火）午前11時まで

イ 提出先

埼玉県浦和競馬組合 施設管理課 施設整備担当

電子メール shisetsu@urawa-keiba.or.jp

- (2) 質問に対する回答は、令和5年8月25日（金）午後4時30分までに埼玉県浦和競馬組合ホームページに質疑回答書を掲載する。
- (3) 入札参加者から質問がない場合でも、質疑回答書を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがあるので必ず確認すること。

7 最低制限価格 設定しない。

8 入札書の提出場所等

- (1) 入札公告及び仕様書の交付場所に関する問い合わせ先
〒336-0016 埼玉県さいたま市南区大谷場一丁目8番42号
埼玉県浦和競馬組合 施設管理課 施設整備担当
電話 048-881-1784
- (2) 入札公告及び設計図書等の交付方法
埼玉県浦和競馬組合ホームページにおいて交付する。
<http://www.urawa-keiba.jp/>
- (3) 入札・開札の場所及び日時
 - ア 場所
さいたま市南区大谷場一丁目8番42号 浦和競馬場3号スタンド 3階会議室
 - イ 入札日時
令和5年9月4日（月）午後3時30分
 - ウ 開札日時
入札終了後

9 代理人に関する事項

代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書に代理人の氏名及び当該代理人の印を押さなければならない。また、入札書の提出の際に、様式第7号「入札委任状」を提出しなければならない。

10 契約書（案） 埼玉県浦和競馬組合賃貸借契約書（案）のとおり

11 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 埼玉県浦和競馬組合の財務規則第78条第2項第3号に掲げる履行実績による入札保証金の免除を希望する場合は、令和3年4月1日以後に国又は地方公共団体との同種同規模の契約を完了したことが分かる資料（2契約分以上）を「参考様式 入札保証金免除申請書」と共に電子メールで送付するとともに電話で着信確認すること。
 - ア 提出期限
令和5年8月22日（火）午後5時まで
- (3) 入札保証金の納付方法
納入通知書により納付すること。
 - ア 納入通知書の発行依頼
納入通知書の発行を電子メールで依頼し、電話で着信確認すること。
 - イ 納入通知書の発行依頼期限
令和5年8月23日（水）午後4時まで

ウ 納付期限

令和5年8月31日（木）午後4時まで

エ 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納入通知書兼領収書の写しを電子メールで提出し、電話で着信確認すること。

オ 納入通知書兼領収書の写しの提出期限

令和5年8月31日（木）午後4時まで

- (4) 次のとおり上記(1)と同価値以上の保証を担保として提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、保証金額と同額とする。

ア 対象となる保証

銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）の保証

イ 提出期限

令和5年8月31日（木）午後4時まで

- (5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。「参考様式 入札保証金免除申請書」を電子メールで送付するとともに電話で着信確認すること。

ア 保険会社との間で埼玉県浦和競馬組合を被保険者とする上記(1)と同額以上の保険金の支払を約した入札保証保険契約を締結し、その保険証券を上記(3)オに示す期限までに提出した者

イ 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を上記(3)オに示す期限までに提出した者

- (6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から令和5年9月19日（火）までの期間を含むこと。

(7) 提出先

〒336-0016 埼玉県さいたま市南区大谷場一丁目8番42号

埼玉県浦和競馬組合 施設管理課 施設整備担当

電話 048-881-1784

電子メール shisetsu@urawa-keiba.or.jp

12 契約保証金

- (1) 落札者は契約金額の10分の1以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。

- (2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額（ウにあっては、保証金額）と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証

- (3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県浦和競馬組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と埼玉県浦和競馬組合を債権者とする履行保証契約を締結した者

- (4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。

13 その他

- (1) 入札の執行
ア 入札参加資格の確認を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格のない者は、入札に参加できない。
イ 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。
- (2) 入札の辞退
様式第8号「入札辞退届」を提出すること
- (3) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は無効とする。
ア 入札に参加する資格のない者がした入札
イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
ウ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
エ 談合その他不正行為があつたと認められる入札
オ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
カ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
キ 次に掲げる入札をした者がした入札
(ア) 入札者の押印がないもの
(イ) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
(ウ) 押印された印影が明らかでないもの
(エ) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
(オ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
(カ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
(キ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
ク 同族企業が同一入札に参加した場合の同族企業それぞれが行った入札
ケ その他公告に示す事項に反した者がした入札
- (4) 落札者の決定方法
ア 予定価格の100／110の価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
イ 落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに当該入札にくじを引かせ、落札者を決定する。
ウ 落札者がいない場合は、再度入札を行うものとする。再度入札は3回までとする。
エ 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者は再度入札に参加することができない。
オ 再度入札に付して落札者がいないときは、施行令第167条の2第1項第8号に基づき契約を締結する。
- (5) その他
ア 埼玉県浦和競馬組合の財務規則及び埼玉県浦和競馬組合建設工事請負等競争入札参加者心得に従い、入札に参加すること。
イ 落札者は、設置工事に必要な資格を有する者を当該業務に配置すること。
ウ 埼玉県浦和競馬組合賃貸借契約書(案)の内容を熟知して入札に参加すること。
エ 入札参加者は、入札後、この公告、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (6) 建築基準法の取扱
本建物は、添付図面に基づき建築基準法第85条第6項の仮設建築物に対する制限の緩和が適用される。

14 問い合わせ

(1) 問い合わせ先

埼玉県浦和競馬組合 施設管理課 施設整備担当 阿相・浅野

(2) 電話番号及びFAX番号等

電話 048-881-1784

FAX 048-881-1550

電子メール shisetsu@urawa-keiba.or.jp